

## 富里市まちづくり市民会議設置要領

### (設置)

第1条 富里市の新たな基本構想及び基本計画の策定にあたり，市民からのまちづくりに係る提言を受けることにより，市民と協働による計画づくりを推進するために，富里市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は，富里市のまちづくりについて，市民の立場から意見交換，討議を行い，その結果を提言書としてまとめ，市長に提出する。

### (組織)

第3条 市民会議は，委員20人以内をもって組織する。

2 委員は，広報等により公募した者と市長が推薦した者とする。

3 委員は，富里市のまちづくりに関心のある18歳以上の富里市民又は富里市に通勤する者で，継続して参加できる者とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は，第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

### (座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を各1人置き，委員の互選によりこれを定める。

2 座長は，会務を総理し，市民会議を代表する。

3 座長は，市民会議を招集し，議長となる。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるときは，又は座長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (運営)

第6条 市民会議は，自主運営を基本とする。

2 市は，事務局として協力するほか，資料，情報等の提供を行い，必要に応じて担当職員，外部アドバイザーを派遣する。

### (事務局)

第7条 市民会議の事務局を総務部企画課に置く。

### (その他)

第8条 市民会議の会議状況及び提言内容は，広く市民に周知する。

2 この要領に定めるもののほか，市民会議の運営に関し必要な事項は，座長が別に定める。